事　務　連　絡
令和２年４月８日

不動産業関係団体の長　殿
建設業関係団体の長　　殿
建設関連業団体の長　　殿
資機材関係団体の長　　殿

国土交通省土地・建設産業局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
事業の継続に係る要請等について（依頼）

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

同対策本部において改訂された「基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間は本日から５月６日までの１か月間､実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の７都府県とされるとともに、緊急事態措置に関する重要事項が新たに定められました。

つきましては、貴会におかれては「基本的対処方針」について御了知いただくとともに、本内容について会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）
・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた所管事業者に対する事業の継続に係る要請等について（依頼）（令和２年４月７日付大臣官房危機管理官事務連絡）